

宮代町ふるさと納税ティアップ事業者募集要項

宮代町産業観光課

1 目的

宮代のまちづくりをみんなで応援する寄附制度（以下「ふるさと納税」）の推進と宮代町特産品のPR、販売促進及び地域産業活性化との相乗効果を目的として、寄附者にお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」）を提供する法人、団体又は個人事業者（以下「ティアップ事業者」）を募集します。

2 タイアアップ事業者応募要件

宮代町ふるさと納税ティアップ事業者として提案応募できるものは、以下の要件を全て満たしていることとします。

- ① 本社、又は事業所を町内に有する法人や個人事業者であること。
- ② 納期到来分の宮代町の町税について滞納がないこと。
- ③ 代表者若しくはその従業員等が、宮代町暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- ④ 適切な個人情報の取扱いができること。
- ⑤ メイドイン宮代推奨品取扱事業者であること。またはその認定要件を満たすもので今後2年以内に「メイドイン宮代推奨品」に申請し、認定の見込みのある商品を取り扱う事業者であること。ただし、農産物、サービス商品を提供する事業者はこの限りでない。

メイドイン宮代推奨品認定制度とは

町では、宮代町内における優れた商品を、メイドイン宮代推奨品として認定し、町内外に広く発信することにより、農商工業者の商品の研究開発に対する意欲の向上と、新たな商品の創出を図り、もって町内産業の振興に寄与することを目的としている制度です。

認定期間は毎年4月1日～3月31日の1年間（応募期間は毎年10月～12月）

認定された商品の登録料は1点につき1,000円

メイドイン宮代推奨品認定特典は、町制作の推奨品カタログへの掲載やHPへの掲載等

3 返礼品の基準

○地場産品であること

宮代町内で生産される農産物、製造・加工される商業製品、提供されるサービスであること。
なお、サービスについては町内で提供される観光・体験事業であって、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分に行える体制が整っていること。

※食品について

① 数量・品質

- ・数量、品質的に安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給するもの

は、提供期間内の数量的な安定供給ができること。

・特に、農産物については、良好な品質、形状で病害虫がないもので、提供期間内において一定数以上の数量を安定的に供給できること。

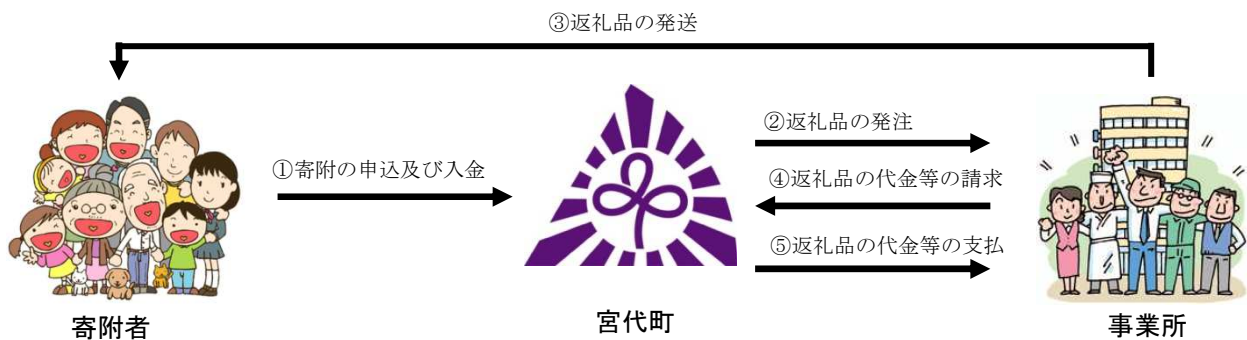
② 賞味期限

返礼品については、郵送等での供給が可能であり、出荷後に適切な賞味期限（1週間程度）が保証されること。ただし、鮮度が高く要求される生鮮食料品等については、この限りでなく、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。

4 返礼品価格と送料

返礼品価格には、商品代、梱包代、消費税、地方消費税を含めてください。宮代町は返礼品価格と送料をお支払いします。なお、ふるさと納税の寄付額は、当該金額が3割以内に収まるように町が設定します。

5 事業の概要（受注～発送～請求までの流れ）



① 寄附者の方から、宮代町に寄附が行われ、返礼品が指定されます。

② 宮代町が事業者へ発注をかけます。

③ 発注内容に従い、事業所は寄附者へ返礼品を送付します。

④ 月末締めで事業所が宮代町へ返礼品の代金等を請求します。

※月末締めが困難な事業所は個別でご相談させていただきます。

⑤ 請求後 30 日以内に事業所へ返礼品の代金等を支払います。

※処理の都合上、お支払いまでに 30 日を超えてしまう場合もあります。その際は個別にご連絡します。

6 タイアップ事業者のメリット

① ふるさと納税ポータルサイトやパンフレット等への掲載により、全国へ PR が可能となります。

② 返礼品として特産品等を出荷することにより、売上げ拡大につながります。

③ 特産品の発送時に限り、各事業所のパンフレットやカタログ等を同梱していただくことで、更なる販売促進、PR が可能となります。

7 個人情報

寄附者の個人情報、ふるさと納税の特産品等の送付以外の目的で使用することはできません。また、タイヤアップ事業者でなくなった後も同様です。

ただし、特産品等の発送時のパンフレット同封により、寄附者から直接タイヤアップ事業者へ商品申し込み等で入手された個人情報は対象外とします。

8 注意事項

- 1) タイヤアップ事業者は、あらかじめ申し込みをした商品を変更・辞退する場合は速やかに宮代町へ報告するものとします。
- 2) タイヤアップ事業者は、返礼品の提供に係る責務を負うものとし、品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努め、その内容については宮代町へ必ず報告するものとします。
- 3) タイヤアップ事業者は、この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、書面により町長の承認を得た場合は、この限りではありません。
- 4) 次のいずれかに該当するときは取扱いを中止することがあります。
 - ア 提案内容に虚偽があったとき
 - イ 事業者及び商品が募集要項に定める要件を満たさなくなったとき
 - ウ その他、宮代町及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき

9 応募方法

「宮代町ふるさと納税タイヤアップ事業者応募提案書」に必要事項を記入し、以下の書類を添付し、担当までご提出ください。

【必要書類】

- ・宮代町ふるさと納税タイヤアップ事業者応募提案書
- ・返礼品のPR及び概要資料
- ・返礼品の写真（掲載用）原則データ
- ・町内に事業所があることを証明する書類の写し（履歴事項全部証明書・開業届・営業許可書・確定申告書など）
 - ※確定申告書（第1表）には税務署の收受印が必要、e-taxの場合は「受信通知」を提出
- ・滞納がないことの証明（税務課/手数料300円）
 - ※申請日の1か月以内のもの

【提出先】

〒345-8504 宮代町笠原1丁目4番地1 宮代町 産業観光課 商工観光担当

※持参による提出の場合は、宮代町役場2F14番窓口を持参ください。

10 問い合わせ先

〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番地1 宮代町役場

タイヤアップ及び特産品に関する問い合わせ

産業観光課 商工観光担当 0480-34-1111 内線 265

Mail) sangyo@town.miyashiro.saitama.jp